

がんばる外国人材キャリアアップ応援企業補助金 Q&A

【1】目的・概要

【問 1-1】この補助金の趣旨・目的は何ですか。

【回答】本補助金は、外国人材を雇用する企業に対し補助金を交付することで、県内企業における自社の外国人材のキャリアアップを応援する取組を促し、県内企業で長期的に活躍する外国人材の育成を図ることを目的とするものです。

【問 1-2】この補助金の概要を教えてください。

【回答】県内に事務所・事業所を有する法人が、自社で雇用する外国人材の日本語学習、技能習得及びこれらの試験受験のために必要な経費を負担した場合、その2分の1以内（1者あたり上限10万円）の補助金を交付します。

【2】補助事業者・補助対象事業

【問 2-1】どのような事業者がどのような場合に補助金の交付を受けることができますか。

【回答】以下に該当する「補助事業者」が「補助対象事業」を実施する場合に補助金の交付を受けることができます。（参考：要綱第3条及び第4条）

- 補助事業者：以下を全て満たす者のうち、知事が適当と認める者
 - (1) 宮城県内に事務所又は事業所を有する法人
 - (2) 交付申請時点において、現に外国人材を雇用している者又は実績報告時まで外国人材の雇用を開始する計画がある者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者に該当しない者
 - (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者
 - (5) 県税に未納がない者
 - 補助対象事業：補助事業者において雇用する外国人材が現在の職場で長期的に活躍する人材となるために補助事業者が実施する以下の取組
 - (1) 外国人材の日本語学習及び日本語能力を測定するための試験の受験に対する支援
 - (2) 外国人材の技能習得及び技能水準を測定するための試験の受験に対する支援
- ※上記取組に要する費用を補助事業者が負担することが必要です。

【問 2-2】この補助金の「外国人材」とは、どのような人材を指しますか。

【回答】技能実習、特定技能、特定活動（令和 8 年 2 月末までに技能実習又は特定技能に移行を予定している者）の在留資格を有する者を指します。（参考：要綱第 2 条）

【問 2-3】監理団体は補助金の交付を受けることができますか。

【回答】基本的には、外国人材を雇用する企業に交付するものとして想定していますが、問 2-1、及び問 2-2 を踏まえ、補助事業者に該当し、自らが雇用する外国人材のために補助対象事業を実施する場合は、補助金の交付を受けることができます。

【3】補助対象経費

【問 3-1】技能実習生の入国後講習の受講費用は、補助対象経費に該当しますか。

【回答】補助対象経費には該当しません。技能実習生の入国後講習の受講は法令で義務付けられているものであることから、本補助金の趣旨を踏まえ、補助対象経費からは除きます。

※入国後講習：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」）第 9 条第 2 号及び同施行規則第 10 条第 2 項 7 号に規定する入国後講習

【問 3-2】技能実習生が受験する技能検定又は技能実習評価試験（以下「技能検定等」という）の受験費用や対策のための費用は、補助対象経費に該当しますか。

【回答】技能検定等の受験料は補助対象経費に該当しませんが、技能検定等合格に向けた技能習得に要する経費については、補助対象経費に該当します。技能実習生の技能検定等の受験は、法令で義務付けられているものであることから、本補助金の趣旨を踏まえ、受験料は補助対象経費からは除き、試験合格に向けた技能習得に要する経費については、補助対象経費とします。

※第 1 号技能実習の修了時（第 2 号技能実習に移行する予定がある場合）、第 2 号技能実習の修了時、第 3 号技能実習の修了時は、技能検定等の受験が必要です（技能実習法第 9 条第 4 号、第 5 号）。

※技能検定：職業能力開発促進法第 44 条第 1 項、第 3 項に規定する技能検定

※技能実習評価試験：技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議による確認の上、技能検定に相当する試験として厚生労働省人材開発統括官が認定したもの

【問 3-3】 特定技能 1 号及び特定技能 2 号取得に必要な試験の受験費用や対策のための費用は、補助対象経費に該当しますか。

【回答】 現在雇用している（雇用予定を含む）外国人材が、引き続き同一企業に所属することを前提として当該試験を受験する場合は、補助対象経費に該当します。

現在雇用されている企業とは別の企業への転職を目的として当該試験を受験する場合は、補助対象経費には該当しません。

※「特定技能 1 号及び 2 号取得に必要な試験」以外の場合であっても、補助対象経費の該当性は、上記の考え方に基づき判断します。

【4】 その他

【問 4-1】 補助対象経費を外国人従業員が一時的に立て替え、後で企業から当該外国人従業員に返金する場合は、補助金の交付対象となりますか。

【回答】 補助金の交付対象となります。なお、この場合は、①外国人従業員が補助対象経費を支出したことを証する書類及び②企業から外国人従業員に立替金を返したことを証する書類を提出してください。